

平成28年度

関東農政局補助事業評価(再評価)

現地調査資料

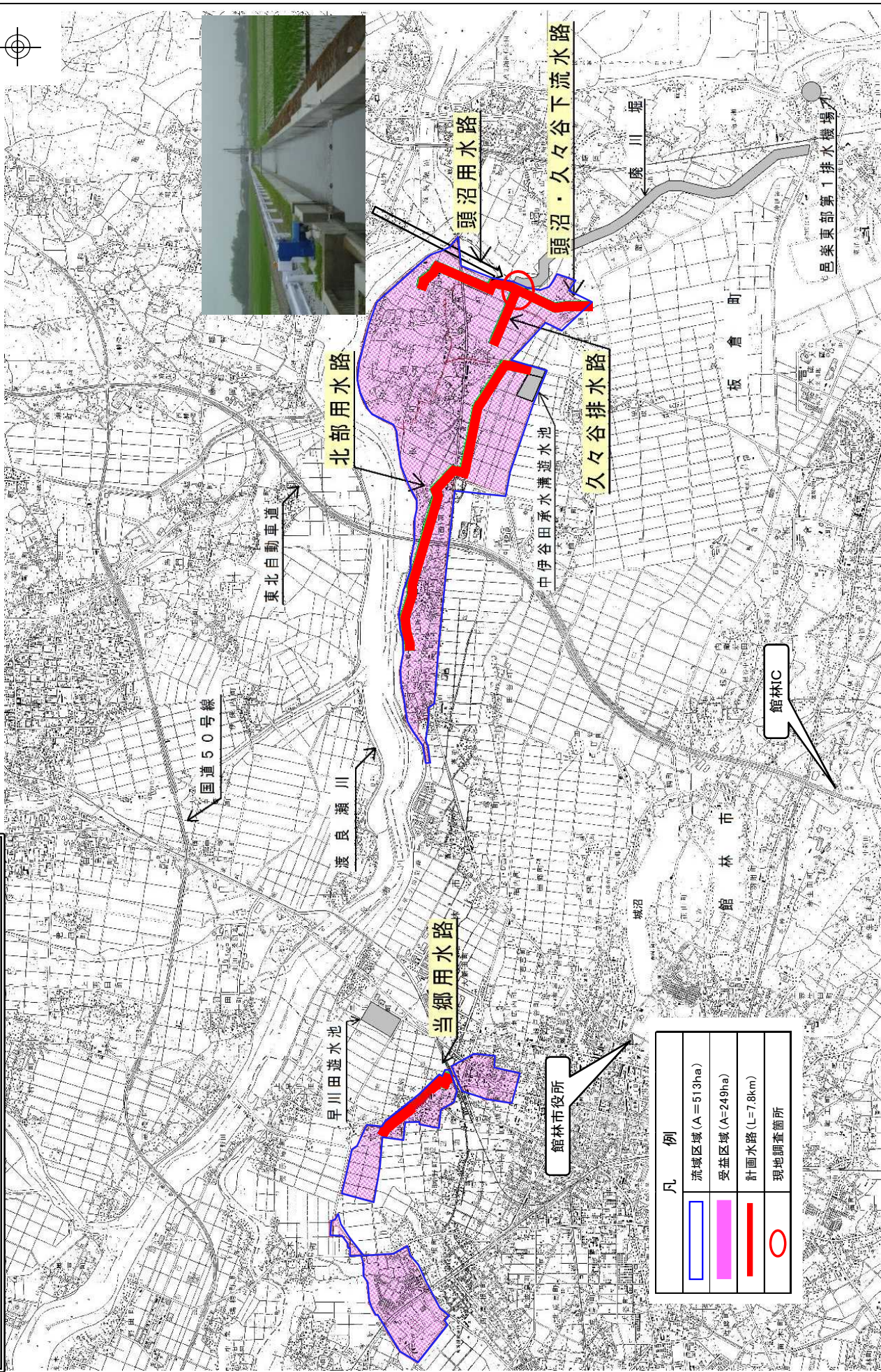
渡良瀬川中央4期地区

農村地域防災減災事業(用排水施設等整備) 「渡良瀬川中央4期地区」地区概要

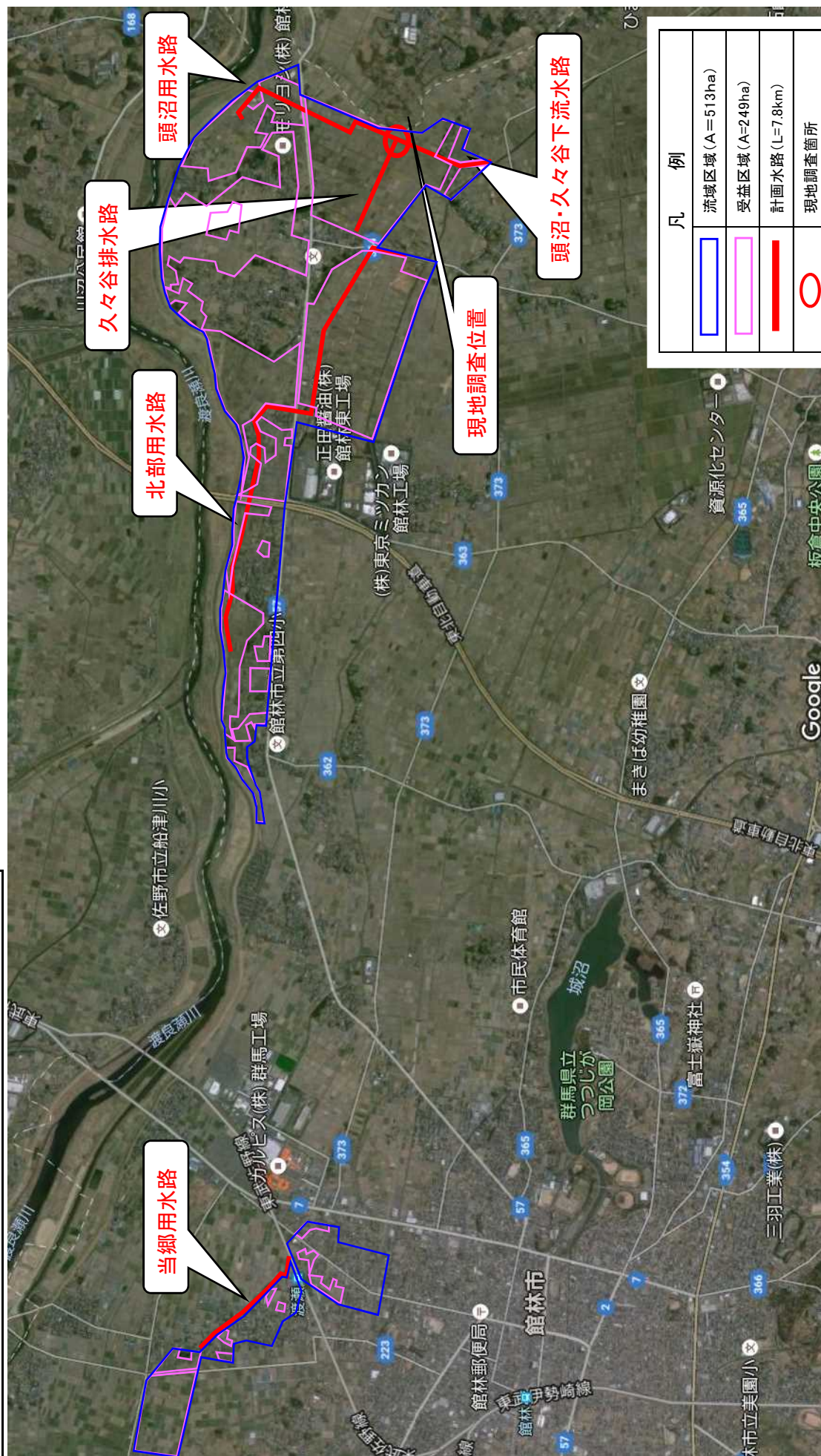
1. 事業名 : 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備)
2. 事業目的 : 本地域は、館林市及び邑楽郡板倉町にまたがる流域を有し、水稻を中心とした営農が展開されている。
しかしながら、近年の都市化や流域開発に伴う流出率の増加により排水量が増大し、既存施設の排水能力を超えて溢水が生じ、広範囲にわたり農地への湛水被害が発生している。
このため、本事業により水路の改修をすることで、農地及び農作物への被害を未然に防止し、農業経営の安定化と国土保全を図ることを目的としている。
なお、本事業は国営総合農地防災事業渡良瀬川中央地区の附帯県営事業として行っており、両事業が一体となって効果を発揮するものである。
3. 総事業費 : 2,985百万円
4. 受益面積 : 249ha
5. 受益者数 : 15,266戸
6. 事業工期 : 平成18年～平成29年
7. 関係市町 : 館林市、邑楽郡板倉町
8. 事業内容 : 水路改修 L=7.8km
9. 主要作物 : 米、小麦、ホウレンソウ、ダイコン
10. 負担割合 :

国	県	市町村	農家
55.0%	35.0%	10.0%	—
11. 事業成果 : 事業実施前は平成10年8月27～30日発生 of 台風4号(降雨量202mm/3日間)などにおいて、農作物、農地、農業用施設のみならず道路、家屋等の一般・公共資産にも多大な被害が生じていた。
水路の拡幅改修により平成23年7月18～20日発生 of 台風6号(降雨量259mm/3日間)などの豪雨に対して、受益地内の被害は生じておらず、安定した農業経営が可能となった。
さらに、周辺の家屋・道路等の水害も防止されており、地域の生活環境の改善が図られている。

渡良瀬川中央4期地区 概要図



渡良瀬川中央4期地区航空写真



農村地域防災減災事業（用排水施設等整備）「渡良瀬川中央4期地区」の効果

（１）農業生産の維持

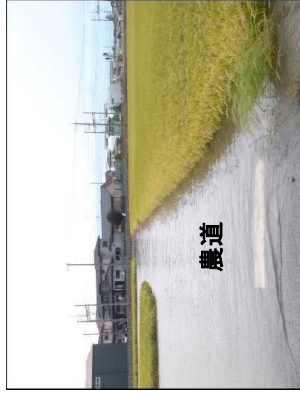
整備済みの施設（用排水路）については被害をうけることがなくなっことから、農業生産が維持されている

○被害状況（農地・農業用施設）



頭沼用水溢水状況

H18.12.27 降雨量154mm/3日間



当郷用水溢水による農地・農道湛水状況

H25.10.16台風26号 降雨量174mm/3日間



田植えの状況



ホウレンソウ作付状況



ダイコンの作付状況

（２）一般・公共資産等への被害の防止・軽減

本事業の実施により、家屋、道路等の一般・公共資産への浸水被害が防止され、地域住民の生活安全性が向上している

○被害状況（一般・公共資産）



○被害の解消状況



【整備前】北部用水 道路湛水状況 H18.12.27 降雨量154mm/3日間

【整備後】北部用水 H23.7.20台風6号 降雨量259mm/3日間

県営農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備)

わたらせがわちゅうおうよんきちく
渡良瀬川中央4期地区
参考資料

- ・ 農地防災事業の目的
- ・ 防災減災（湛水防除事業）について



◆ 農地防災事業の目的

農地防災事業は、わが国の自然及び社会経済的環境の変化に対処して、農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁や農用地の土壤汚染を防止し、若しくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業です。

「災害発生の抑制と災害に耐えうる条件の整備」

- 農用地・農業用施設の災害の未然防止
- 農業用水の水質保全
- 土壤汚染の防止
- 農業用施設の機能回復 等

- ☆ 農業生産の維持及び農業経営の安定
- ☆ 国土及び環境の保全
- ☆ 安全な生活の確保



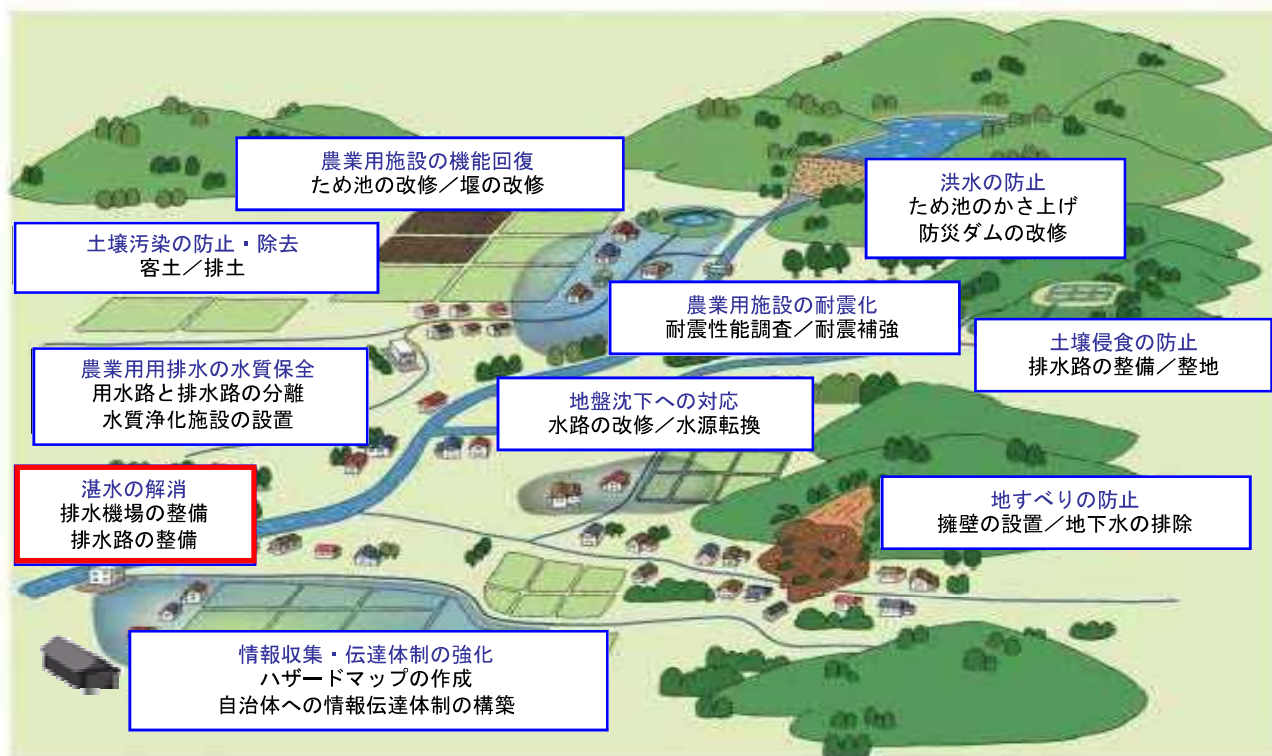
排水機場の整備による湛水被害の未然防止
熊本県天草市「小宮地地区」（湛水防除事業）



地すべり対策の実施による国土の保全
長野県信州新町「松葉地区」（地すべり対策事業）

◆ 農業農村を災害から守るための対策

農用地・農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁又は農用地の土壤汚染を防止すること等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全、地域住民のいのちや暮らしの安全の確保に貢献する各種事業を実施しています。



ため池の改修

機能低下したため池を整備することにより、決壊や崩壊を防ぎ、下流の農用地を守るとともに、宅地や公共施設の被害も防止します。



台風の影響で決壊したため池



整備されたため池

排水施設の整備

流域の開発等によって、雨水が流れ出す状況に変化が生じ、湛水被害が頻発している地域において、排水施設を整備することにより、農用地の被害を防止するとともに、宅地等の浸水も防止します。



台風による農地の湛水状況



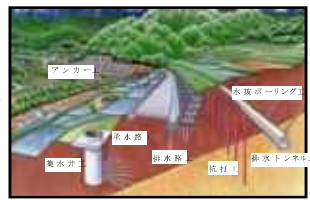
排水機場の整備

地すべりの防止

地すべりによる農地等の被災を防止し、国土の保全と安全な生活環境の実現を図ります。



地すべりの発生



地すべり防止対策工法イメージ図

水質の保全

農業水路の用排分離や水質浄化施設の整備等により、水質汚濁による農業被害を防止するとともに、地域の生活環境を保全します。



生活排水が流入する農業水路

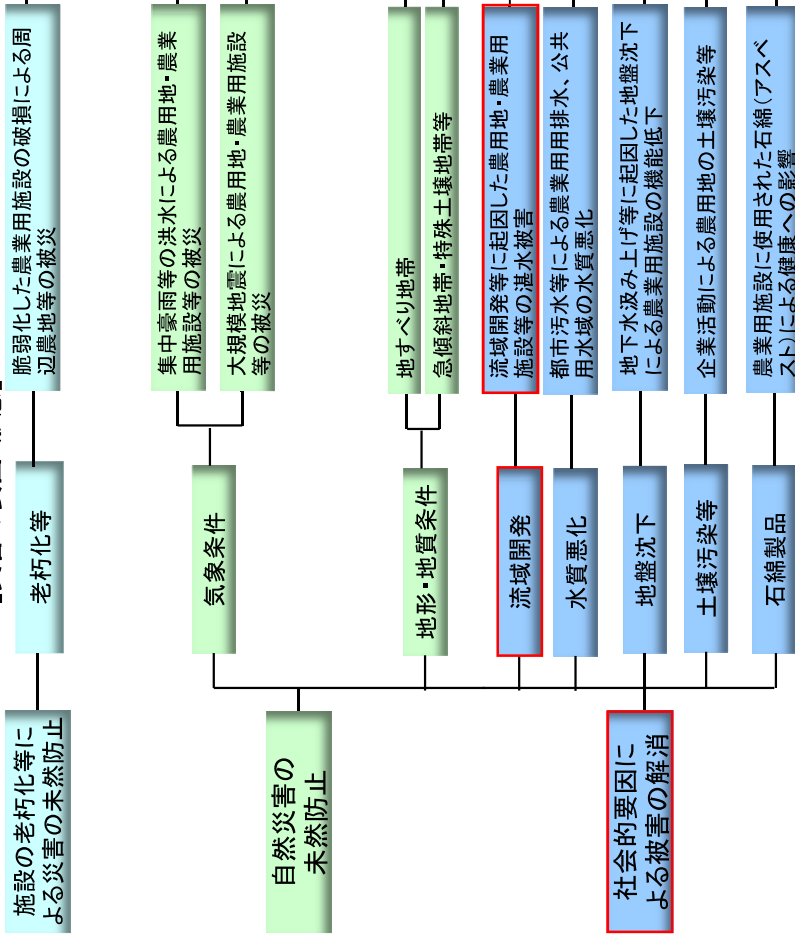


用排分離された農業水路

農地防災・海岸事業の概要

◆農地防災事業の体系

【災害の要因・形態】



【ソフト対策等が可能な事業】

- 調査計画
 - 整備計画の作成
 - 整備計画等の作成に必要な調査
- 防災減災(調査計画事業)
- 防災減災(ため池緊急防災体制整備促進事業)
- 防災減災(ため池群管理体制整備事業)

● ソフト対策

- 防災情報管理システム作成
- ハザードマップ作成
- ため池の点検
- 耐震性調査
- 長寿命化計画策定

防災減災(調査計画事業)

- 地域住民のため池管理への参画

防災減災(ため池緊急防災体制整備促進事業)

防災減災(ため池群管理体制整備事業)

【広域・総合的な事業】

- 自然的・社会的な状況の変化に起因した広域的な農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備

国営総合農地防災事業[国営事業]

防災減災(国営と一体となって効果を発現するもの)

- 農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定や自然的・社会的要因で生じた農用地及び農業用施設の機能低下の回復、ハザードマップの作成や防災情報連絡体制の整備など総合的な防災・減災対策を実施

防災減災

【農山漁村地域整備交付金】

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の競争力強化につながる基盤整備等を実施

ため池等整備事業

農業用河川工作物等応急対策事業

湛水防除事業

防災ダム事業

土地改良施設耐震対策事業

農地保全整備事業

水質保全対策事業

地盤沈下対策事業

特定農業用管水路等特別対策事業

【対応する事業】

- 危険な老朽ため池等の改修、補強整備、廃止等
- 河川管理上不適当な農業用河川工作物等
- 排水機場、排水路等の新設、改修等
- 洪水調節ダム、防災重点ため池等の改修等
- 農業水利施設の耐震整備等
- 地すべり防止区域における土留工、水抜き、排水路工等の新設、改良等
- 急傾斜地帯、特殊土壌地帯における排水路等の新設、改修、石れき等排除等
- 水質浄化施設、用排水の分離、浄化水路等の整備等
- 地盤沈下地帯における水源転換、用排水施設の新設、改修等
- 排土、客土、用水施設の新設、改修等
- 石綿含有製品から石綿を含有しない製品への改修等
- 防災減災(ため池整備事業)
- 防災減災(ため池緊急防災体制整備促進事業)
- 防災減災(農業用河川工作物等応急対策事業)
- 防災減災(湛水防除事業)
- 防災減災(防災ダム整備事業)
- 防災減災(ため池整備事業)
- 防災減災(ため池整備事業)
- 防災減災(土地改良施設耐震対策事業)
- 直轄地すべり対策事業[国営事業]
- 防災減災(地すべり対策事業)
- 防災減災(農地保全整備事業)
- 防災減災(水質保全対策事業)
- 防災減災(地盤沈下対策事業)
- 防災減災(公害防除特別土地改良事業)
- 防災減災(特定農業用管水路等特別対策事業)

※農村地域防災減災事業は「防災減災」と略して表記

湛水防除事業

事業目的

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により排水条件の悪化した地域を対象に、排水施設の整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献します。



溢水した排水路



湛水防除事業により整備された排水路



湛水防除事業により整備された排水機場

事業内容

【事業内容】

①排水施設整備対策工事

湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路等の排水施設の新設又は改修

ア 排水施設整備工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修

イ 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止する排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）

ウ 湛水防除施設改修工事

アにより整備された排水施設の耐用年数が経過した後に、その機能低下により再び湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更

②クリーク防災機能保全対策工事

クリーク（農業用の水路網）地域の溢水被害及び水路機能障害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

【事業実施主体】

①都道府県又は市町村（小規模に限る。）

②都道府県

【採択基準】

①排水施設整備対策工事

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

大規模：400ha以上(離島にあっては300ha以上)、総事業費が5億円以上

小規模：30ha以上、総事業費が5千万円以上

イ 排水管理施設整備工事

大規模：1,000ha以上、小規模：100ha以上

②クリーク防災機能保全対策工事

大規模：100ha以上、小規模：20ha以上

※ 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。

【補助率】

大規模：55%

小規模：50%